

# 官報

号外  
昭和三十七年六月三日

## 第九十六回国会 衆議院会議録 第二十四号

昭和五十七年六月三日(木曜日)

議事日程 第二十八号

昭和五十七年六月三日

午後一時開議

第一 原子力の平和的利用における協力のた

めの日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めらるるの件

昭和五十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

第二 昭和五十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

第三 昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

第四 昭和五十五年度一般会計国庫債務負担

第五 昭和三十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)

第六 昭和三十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 日本学校健康会法案(第九十三回国会、内閣提出)(参議院送付)

第八 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第九 過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めらるるの件

第十 環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約の締結について承認を求めらるるの件

第十一 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めらるるの件

第十二 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第九 過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めらるるの件外三件

昭和五十七年六月三日 衆議院会議録第二十四号

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めらるるの件外三件

いて承認を求めらるるの件  
日程第十 環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約の締結について承認を求めらるるの件

日程第十一 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めらるるの件

日程第十二 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する法律案(内閣提出)

議員請暇の件

午後一時三分開議  
○議長(福田一君) これより会議を開きます。

○小里貞利君 日程第一ないし第八は延期されんことを望みます。

○議長(福田一君) 小里貞利君の動議に御異議ありませんか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一ないし第八は延期するに決しました。

日程第九 過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めらるるの件

日程第十 環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約の締結について承認を求めらるるの件

日程第十一 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めらるるの件

日程第十二 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第九、過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことと認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めらるるの件、日程第十、環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約の締結について承認を求めらるるの件、日程第十一、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めらるるの件、日程第十二、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する法律案、右四件を一括して議題といたします。

昭和五十七年六月三日 衆議院會議録第二十四号

委員長の報告を求めます。外務委員長中山正暉君。

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことと認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

細菌兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

細菌兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

細菌兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

細菌兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

細菌兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

細菌兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

細菌兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

細菌兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

細菌兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

細菌兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことと認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めるとの件外三件 議員請暇の件 朗読を省略した議長長の報告

その主な内容は、締結国は、条約で禁止する環境改変技術の使用を他の締結国に対して行わないこと、いかなる国に対しても、これに違反する行為について援助、奨励または勧誘を行わないこと、環境改変技術の平和的利用について情報交換を促進すること

次に、生物・毒薬兵器禁止条約は、昭和四十七年四月十日ロンドン、モスクワ及びワシントンにおいて作成されたものでありまして、生物剤及び毒薬が兵器として使用される可能性を完全になくすことを目的としたものであります。

その主な内容は、締結国は、平和目的による正当化ができない種類及び量の生物剤または毒薬並びにこれらを使用するために設計された兵器、装置、運搬手段を開発、生産、保有しないこと、

締結国は、生物剤、毒薬を廃棄し、または平和目的のために転用すること

次に、生物・毒薬兵器禁止条約の実施に関する法律案は、生物・毒薬兵器禁止条約を実施するために必要な事項を定めたものでありまして、生物剤または毒薬の開発、生産、貯蔵、取得または保有が認められるのは、平和目的をもってする場合に限ること、何人も、生物兵器または毒薬兵器を製造し、所持し、譲り渡しまたは譲り受けてはならないこと、主務大臣は、平和目的以外の目的をもってする生物剤または毒薬の開発等を防止するために必要な限度において、業として生物剤または毒薬を取り扱う者に対し、その業務に関して必要な報告を求めるとができること、並びに禁止行為等に違反した場合の罰則等について規定しております。

以上四件中、特定通常兵器禁止制限条約及び環境改変技術使用禁止条約は四月二十一日、他の二件は四月二十七日櫻井内外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑をいたしました。その詳細は会議録により御承知を願います。採決を行います。かくて、昨日質疑を終了し、採決を行います。

その主な内容は、検出不可能な破片を利用する兵器の使用禁止、地雷、ブービートラップ、焼夷兵器等の使用の禁止または制限、本条約の自国内における周知等について規定しております。

次に、環境改変技術敵対的使用禁止条約は、昭和五十二年五月十八日ジュネーブにおいて作成されたものでありまして、環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用を効果的に禁止することによって人類にもたらす危険をなくすことを目的としたものであります。

その主な内容は、検出不可能な破片を利用する兵器の使用禁止、地雷、ブービートラップ、焼夷兵器等の使用の禁止または制限、本条約の自国内における周知等について規定しております。

次に、環境改変技術敵対的使用禁止条約は、昭和五十二年五月十八日ジュネーブにおいて作成されたものでありまして、環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用を効果的に禁止することによって人類にもたらす危険をなくすことを目的としたものであります。

その主な内容は、検出不可能な破片を利用する兵器の使用禁止、地雷、ブービートラップ、焼夷兵器等の使用の禁止または制限、本条約の自国内における周知等について規定しております。

次に、環境改変技術敵対的使用禁止条約は、昭和五十二年五月十八日ジュネーブにおいて作成されたものでありまして、環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用を効果的に禁止することによって人類にもたらす危険をなくすことを目的としたものであります。

その主な内容は、検出不可能な破片を利用する兵器の使用禁止、地雷、ブービートラップ、焼夷兵器等の使用の禁止または制限、本条約の自国内における周知等について規定しております。

た結果、条約三件は、いずれも全会一致をもって承認すべきものと議決し、生物・毒薬兵器禁止条約の実施に関する法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

議長(福田一君) これより採決に入ります。まず、日程第九ないし第十一の三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、三件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、日程第十二につき採決いたします。よって、本案は委員長報告のとおり可決するに御異議ありませんか。

議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたします。

議長(福田一君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

金子満広君から、六月五日より十五日まで十一日間、上田卓三君から、六月六日より十四日まで九日間、戸井田三郎君及び三ツ林弥太郎君から、六月七日より十八日まで十二日間、愛知和男君から、六月七日より二十一日まで十五日間、玉置一弥君から、六月八日より十五日まで八日間、塚本三郎君から、六月八日より十八日まで十一日間、田中龍夫君から、六月九日より十八日まで十日間、阿部昭吾君から、六月十日より二十二日まで十三日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、御異議なしと認めます。

議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、御異議なしと認めます。

議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、御異議なしと認めます。

議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、御異議なしと認めます。

議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、御異議なしと認めます。

議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、御異議なしと認めます。

七五八

午後一時十三分散会

出席國務大臣 外務大臣臨時代理 國務大臣 宮澤 喜一君

朗読を省略した議長長の報告 (通知書受領) 去る一日、鈴木内閣総理大臣から福田議長あて、次の通知書を受領した。

内閣参事第七八号 昭和五十七年六月一日 内閣総理大臣 鈴木 善幸 衆議院議長 福田 一殿

私は、来る六月三日(木)午前十時三十分羽田空港出発、六月十八日(金)午後九時十分同空港着帰国の予定で、フランス共和国、アメリカ合衆国、ペルー共和国及びブラジル連邦共和国を訪問いたしますので、御通知いたします。

(政府委員退任) 去る一日、鈴木内閣総理大臣から福田議長あて、第九十六回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の異年月日 官職名

官職名 氏名 官職名

官職名 氏名 官職名

官職名 氏名 官職名

官職名 氏名 官職名

官職名 氏名 官職名

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同



の苦痛を与える兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法を用いることは禁止されているという原則に立脚し、

自然環境に対して広範な、長期的なかつ深刻な損害を与えることを目的とする又は与えることが予想される戦闘の方法及び手段を用いることは禁止されていることを想起し、

文民たる住民及び戦闘員は、この条約及びこの条約の附属議定書又は他の国際取極がその対象としていない場合においても、確立された慣習、人道の諸原則及び公共の良心に由来する国際法の原則に基づき保護並びにこのような国際法の原則の支配の下に常に置かれるべきであるとの決意を確認し、

国際間の緊張の緩和、軍備競争の終止及び諸国間の信頼の醸成に貢献し、もつて、平和のうちに生活することに對するすべての人民の願望の実現に貢献することを希望し、

嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小への進展を貢献するためにあらゆる努力を継続することの重要性を認識し、

武力紛争の際に適用される国際法の諸規則の法典及び漸進的発達を引き続き図ることの必要性を再確認し、

ある種の通常兵器の使用の禁止又は制限を促進することを希望し、その使用の禁止又は制限の分野において達成される成果が、当該兵器の生産、貯蔵及び拡散の終止を目的とする軍備縮小についての主要な討議を容易にすることができると信じ、

すべての国、特に軍事面で主要な国がこの条約及びこの条約の附属議定書の締約国となることを望ましいことを強調し、

国際連合総会及び国際連合軍縮委員会 (The United Nations Disarmament Commission) が、この条約及びこの条約の附属議定書に規定する禁止及び制限の範囲を拡大する可能性について検討することを決定することができると留意し、

軍縮委員会 (The Committee on Disarmament) が、ある種の通常兵器の使用の禁止又は

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

制限のための新たな措置の採択について審議することを決定することができると留意して、次のとおり協定した。

第一条 適用範囲

この条約及びこの条約の附属議定書は、戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約のそれぞれの第二条に共通して規定する事態 (ジュネーヴ諸条約の追加議定書I 第一条4に規定する事態を含む) について適用する。

第二条 他の国際取極との関係

この条約又はこの条約の附属議定書のいかなる規定も、武力紛争の際に適用される国際人道法により締約国に課される他の義務を軽減するものと解してはならない。

第三条 署名

この条約は、千九百八十一年四月十日から十二箇月の間、ニュー・ヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

第四条 批准、受諾、承認又は加入

1 この条約は、署名国によつて批准され、受諾され又は承認されなければならない。この条約に署名しなかつたいずれの国も、この条約に加入することができない。

2 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

3 各国は、この条約のいずれの附属議定書に拘束されることに同意するかを選択することができるものとし、この条約の批准書、承認書又は加入書の寄託に際し、この条約の二以上の附属議定書に拘束されることに同意する旨を寄託者に通告しなければならない。

4 締約国は、この条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した後いつでも、自国が拘束されていないこの条約の附属議定書に拘束されることに同意する旨を寄託者に通告することができる。

5 いずれかの締約国が拘束するこの条約の附属議定書は、当該締約国について、この条約の不可分の一部を成す。

第五条 効力発生

1 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後六箇月で効力を生ずる。

2 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、当該国が批准書、承認書又は加入書を寄託した日の後六箇月で効力を生ずる。

3 この条約の各附属議定書は、前条3又は4の規定に基づいて二十の国が当該各附属議定書に拘束されることに同意する旨を通告した日の後六箇月で効力を生ずる。

4 二十の国がこの条約のいずれかの附属議定書に拘束されることに同意する旨を通告した日の後に当該附属議定書に拘束されることに同意する旨を通告する国については、当該附属議定書は、当該国が拘束されることに同意する旨を通告した日の後六箇月で効力を生ずる。

第六条 周知

締約国は、武力紛争が生じているか生じていないかを問わず、自国において、できる限り広い範囲においてこの条約及び自国が拘束されるこの条約の附属議定書の周知を図ること並びに、特に、この条約及び当該附属議定書を自国の軍隊に周知させるため自国の軍隊の教育の課程にこの条約及び当該附属議定書についての学習を取り入れることを約束する。

第七条 関係

1 いずれか一の紛争当事者がこの条約のいずれかの附属議定書に拘束されていない場合においても、この条約及び当該附属議定書に拘束される二以上の紛争当事者相互の関係においては、当該二以上の紛争当事者は、この条約及び当該附属議定書に拘束される。

2 締約国は、第一条に規定する事態において、この条約の締約国でない国又はこの条約のいずれかの附属議定書に拘束されていない国がこの条約又は当該附属議定書を受諾し、適用し、か

つ、その旨を寄託者に通告する場合には、当該国との関係において、この条約及び当該附属議定書 (自国について効力を生じていることを条件とする) に拘束される。

3 寄託者は、2の規定により受領した通告を直ちに関係締約国に通報する。

4 千九百四十九年八月十二日の戦争犠牲者の保護に関するジュネーヴ諸条約の追加議定書I 第一条4に規定する武力紛争であつてこの条約の締約国が当事者となつていないものについては、この条約及び当該締約国が拘束されるこの条約の附属議定書は、次の場合に適用される。

(a) 当該締約国が追加議定書Iの締約国で、追加議定書I 第九十六条3に規定する当局が、同条3の規定に基づいてジュネーヴ諸条約及び追加議定書Iの規定を適用することを約束しており、かつ、当該武力紛争に關しこの条約及び当該締約国が拘束されるこの条約の附属議定書を適用することを約束する場合

(b) 当該締約国が追加議定書Iの締約国ではないが、(a)に規定する当局が、当該武力紛争に關しジュネーヴ諸条約の義務並びにこの条約及び当該締約国が拘束されるこの条約の附属議定書の義務を受諾し、かつ、履行する場合。その受諾及び履行は、当該武力紛争に關し、次の効果を有する。

(i) ジュネーヴ諸条約並びにこの条約及び当該締約国が拘束されるこの条約の附属議定書は、紛争当事者について直ちに効力を生ずる。

(ii) (a)に規定する当局は、ジュネーヴ諸条約並びにこの条約及び当該締約国が拘束されるこの条約の附属議定書の義務と同一の権利及び義務を有する。

(iii) ジュネーヴ諸条約並びにこの条約及び当該締約国が拘束されるこの条約の附属議定書は、すべての紛争当事者を平等に拘束する。

当該締約国及び当該当局は、相互主義に基づ

き、

き、ジュネーブ諸条約の追加議定書Iの義務を受諾し及び履行することを合意することができる。

第八条 検討及び改正

1 (a) いずれの締約国も、この条約の効力発生の後いつでも、この条約又は自国が拘束されるこの条約の附属議定書の改正を提案することができる。改正案は、寄託者に送付する。寄託者は、改正案をすべての締約国に通報するものとし、改正案を検討するために会議を招集するかしないかについて締約国の意見を求める。過半数の締約国(十八以上の締約国である)を条件とする。が会議の招集に同意する場合には、寄託者は、速やかにすべての締約国を招請して会議を招集する。この条約の締約国でない国は、オブザーバーとして会議に招請される。

(b) (a)に規定する会議は、この条約及びこの条約の附属議定書の改正を合意することができる。改正は、この条約及びこの条約の附属議定書の場合と同様の方式により、採択され、効力を生ずる。もつとも、この条約の改正は、締約国のみにより採択されるものとし、この条約の附属議定書の改正は、当該附属議定書によつて拘束される締約国のみにより採択されるものとする。

2 (a) いずれの締約国も、この条約の効力発生の後いつでも、この条約の附属議定書の対象となつていない種類の通常兵器に関する追加の議定書を提案することができる。提案は、寄託者に送付するものとし、寄託者は、1 (a)の規定によりすべての締約国に当該提案を通報する。過半数の締約国(十八以上の締約国である)を条件とする。が会議の招集に同意する場合には、寄託者は、速やかにすべての国を招請して会議を招集する。

(b) (a)に規定する会議は、出席するすべての国の完全な参加を得て追加の議定書を合意することができる。追加の議定書は、この条約の採択と同様の方式により採択され、この条約の附属議定書となり、第五条3及び4の規定

の例により効力を生ずる。

3 (a) この条約が効力を生じた日から十年の期間の満了の日までに1 (a)又は2 (a)の規定に基づき会議が招集されなかつた場合には、いずれの締約国も、寄託者に対し、この条約及びこの条約の附属議定書の適用範囲及び運用について検討するため並びにこの条約の改正案又はこの条約の附属議定書の改正案を検討するため、すべての締約国が招請される会議を招集するよう要請することができる。この条約の締約国でない国は、オブザーバーとして会議に招請される。会議は、この条約及びこの条約の附属議定書の改正を合意することができる。改正は、1 (b)の定めるところにより、採択され、効力を生ずる。

(b) (a)に規定する会議においては、この条約の附属議定書の対象となつていない種類の通常兵器に関する追加の議定書の提案についても検討することができる。会議に出席するすべての国は、その検討に完全に参加することができる。追加の議定書は、この条約の採択と同様の方式により採択され、この条約の附属議定書となり、第五条3及び4の規定の例により効力を生ずる。

(c) (a)に規定する会議は、会議後(a)に定める期間と同様の期間が経過するまでに1 (a)又は2 (a)の規定に基づき会議が招集されない場合に締約国の要請に基づいて新たな会議を招集することの可否につき、検討することができる。

第九条 廃棄

1 いずれの締約国も、寄託者に廃棄の通告を行うことにより、この条約又はこの条約のいずれの附属議定書も廃棄することができる。

2 廃棄は、寄託者が廃棄の通告を受領した後一年で効力を生ずる。ただし、廃棄を行う締約国は、当該一年の期間の満了の時において第一条に規定する事態に巻き込まれている場合には、武力紛争又は占領の終了の時まで、及びいかなる場合においても、武力紛争の際に適用される国際法により保護されている者の最終的解放、

送還又は居住地の設定に関連する業務の終了の時まで、この条約及びこの条約の附属議定書の義務に引き続き拘束される。関係地域において国際連合の軍隊又は使節団による平和維持、監視その他これらに類する任務の遂行がある事態において当該事態に関する規定を含むこの条約の附属議定書の廃棄を行う場合には、廃棄を行う締約国は、これらの任務の終了の時まで、当該附属議定書の義務に引き続き拘束される。

3 この条約の廃棄を行う場合には、廃棄を行う締約国が拘束されているこの条約のすべての附属議定書についても廃棄を行うものとみなされる。

4 廃棄は、廃棄を行う締約国についてのみ効力を有する。

5 廃棄は、廃棄が有効となる前に行われた行為について、廃棄を行う締約国がこの条約及びこの条約の附属議定書に基づき負つている武力紛争を理由とする義務に影響を及ぼすものではない。

第十条 寄託者

1 国際連合事務総長は、この条約及びこの条約の附属議定書の寄託者とする。

2 寄託者は、通常の任務を行うほか、すべての国に対し次の事項を通報する。

(a) 第三条の規定によるこの条約への署名

(b) 第四条の規定によるこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託

(c) 第四条の規定によりこの条約の附属議定書に拘束されることに同意する旨の通告

(d) 第五条の規定に基づきこの条約及びこの条約の附属議定書が効力を生ずる日

(e) 前条の規定により受領した廃棄の通告及び当該廃棄が効力を生ずる日

第十一条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。この条約及びこの条約の附属議定書の原本は、寄託者に寄託する。寄託者は、この条約及びこの条約の附属議定書の認証謄本をすべての国に送付する。

検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書(議定書I)

人体内に入った場合にエックス線を検出することができないような破片によつて傷害を与えることを第一義的な効果とするいかなる兵器の使用も、禁止する。

地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(議定書II)

第一条 物的適用範囲

この議定書は、この議定書に定義する地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の陸上における使用(海岸上陸、水路横断又は渡河を阻止するための地雷の敷設を含む)に関するものである。海又は内水航路における対艦船用の地雷の使用については、適用しない。

第二条 定義

1 「地雷」とは、土地若しくは他の物の表面に又は土地若しくは他の物の表面の下方若しくは周辺に敷設され、人又は車両の存在、接近又は接触によつて起爆し又は爆発するように設計された弾薬類をいい、「遠隔散布地雷」とは、この1に定義する地雷であつて、大砲、ロケット、迫撃砲若しくはこれらと類似の手段で投射されるもの又は航空機から投下されるものをいう。

2 「ブービートラップ」とは、外見上無害な物を何人が動かさず若しくはこれに接近し又は一見安全と思われれる行為を行つたとき突然に機能する装置又は物質で、殺傷を目的として設計され、組み立てられ又は用いられるものをいう。

3 「他の類似の装置」とは、殺傷し又は損害を与えることを目的として設計され、取り付けられた弾薬類及び装置であつて、遠隔操作により又は一定時間の経過後自動的に作動するものをいう。

4 「軍事目標」とは、物については、その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に貢献する物で、その全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況の下において

昭和五十七年六月三日 衆議院會議録第二十四号

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

て明確な軍事的利益をもたらすものをいう。  
5 「民物」とは、4に定義する軍事目標以外のすべての物をいう。  
6 「記録」とは、公式の記録に登録するため地雷原、地雷及びブービートラップの位置の確認を容易にするための入手可能な情報を取得することを目的とする物理的、行政的及び技術的作業を行うことをいう。

第三条 地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用に関する一般的な制限

1 この条の規定は、次の兵器に適用する。  
(a) 地雷  
(b) ブービートラップ  
(c) 他の類似の装置

2 この条の規定の適用を受ける兵器は、いかなる状況の下においても、文民たる住民全体又は個々の文民に対して攻撃若しくは防衛のため又は復讐の手段として使用することを禁止する。

3 この条の規定の適用を受ける兵器は、無差別に使用することを禁止する。無差別に使用するとは、これらの兵器に係る次の設置をいう。  
(a) 軍事目標でないものへの設置又は軍事目標を対象としない設置  
(b) 特定の軍事目標のみを対象とすることのできない投射の方法及び手段による設置  
(c) 予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、過度に、巻添えによる文民の死亡、文民の傷害、民物の損傷又はこれらの複合した事態を引き起こすことが予測される場合における設置

4 この条の規定の適用を受ける兵器の及ぼす効果から文民を保護するため、すべての実行可能な予防措置をとる。実行可能な予防措置とは、人道上及び軍事上の考慮を含めその時点におけるすべての事情を勘案して実施し得る又は実際に可能と認められる予防措置をいう。

第四条 居住地域における遠隔散布地雷以外の地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用に関する制限

1 この条の規定は、次の兵器に適用する。  
(a) 遠隔散布地雷以外の地雷  
(b) ブービートラップ  
(c) 他の類似の装置

2 この条の規定の適用を受ける兵器は、地上兵力による戦闘が発生していない都市、町村その他の文民の集中している地域又は地上兵力による戦闘が急迫している地域と認められないこれらの地域において使用することを禁止する。ただし、次の場合を除く。  
(a) これらの兵器が、敵対する者に属する軍事目標若しくはその者の支配下にある軍事目標に設置され又はこれらに極めて近接して設置される場合  
(b) これらの兵器の及ぼす効果から文民を保護するための措置、例えば、警告標識の掲示、歩哨の配置、警告の発出又は囲いの設置の措置がとられる場合

第五条 遠隔散布地雷の使用に関する制限  
1 遠隔散布地雷は、軍事目標である地域又は軍事目標を含む地域のみで使用され、かつ、次のいずれかの条件が満たされる場合を除くほか、使用することを禁止する。  
(a) 第七条1(a)の規定に基づき当該遠隔散布地雷の位置を正確に記録することができること。  
(b) 効果的な無力化のための装置、すなわち、遠隔散布地雷がその設置の所期の軍事目的に役立たなくなると推定される時に当該遠隔散布地雷を無害にし若しくは破壊するように設計された自動作動装置又は遠隔散布地雷が設置された所期の軍事目的に役立たなくなつた時に当該遠隔散布地雷を無害にし若しくは破壊することができると設計された遠隔制御装置が個々の遠隔散布地雷に使用されていること。  
2 文民たる住民に影響を及ぼす遠隔散布地雷の投射又は投下については、状況の許す限り、効果的な事前の警告を与える。  
第六条 特定の種類のブービートラップの使用の禁止

1 武力紛争における背信に関する国際法の規則の適用を妨げることなく、次のブービートラップの使用は、いかなる状況の下においても、禁止する。  
(a) 外見上無害で持運び可能な物の形態により、爆発性の物質を含むように、かつ、これを動かしたり又はこれに接近した場合起爆するように設計され及び組み立てられたブービートラップ  
(b) 方法のいかんを問わず、次のものに取り付けるブービートラップ又は次のものを利用するブービートラップ  
(i) 国際的に認められた保護標章、保護標識又は保護信号  
(ii) 病者、傷者又は死者  
(iii) 埋葬地、火葬地又は墓  
(iv) 医療施設、医療機器、医療用品又は医療用輸送手段  
(v) 児童のがん具又は児童の食事、健康、衛生、被服若しくは教育に役立つように考案された製品若しくは持運び可能な物  
(vi) 食料又は飲料  
(vii) 厨房用品又は厨房器具(軍事施設、軍隊所在地又は軍の補給所内にあるものを除く)。  
(viii) 宗教的性質を有することの明らかな物  
(ix) 国民の文化的又は精神的遺産を構成する歴史的建造物、芸術品又は礼拝所  
(x) 動物又はその死体  
(xi) 過度の傷害又は無用の苦痛を引き起こすように設計されたブービートラップの使用は、いかなる状況の下においても、禁止する。

第七条 地雷原、地雷及びブービートラップの位置の記録及び公開  
1 紛争当事者は、次のものの位置を記録する。  
(a) あらかじめ計画し、敷設したすべての地雷原  
(b) 大規模に、かつ、あらかじめ計画の上ブービートラップを設置したすべての地域  
紛争当事者は、設置した他のすべての地雷

2 地雷原、地雷及びブービートラップの位置の記録及び公開は、紛争当事者は、次のもの位置を記録する。  
(a) あらかじめ計画し、敷設したすべての地雷原  
(b) 大規模に、かつ、あらかじめ計画の上ブービートラップを設置したすべての地域  
紛争当事者は、設置した他のすべての地雷

3 1及び2に規定するすべての記録は、紛争当事者が保持する。紛争当事者は、次のことを行う。  
(a) 現実の敵対行為の停止の後直ちに、次の(i)の行うこと及び次の(ii)又は(iii)のいずれかのことを行うこと。  
(i) 地雷原、地雷及びブービートラップの及ぼす効果から文民を保護するため、すべての必要かつ適切な措置(当該記録の利用を含む)をとること。  
(ii) 紛争当事者の兵力が敵対する紛争当事者の領域内に存在しない場合には、相互に及び国際連合事務総長に対し、敵対する紛争当事者の領域内の地雷原、地雷及びブービートラップの位置に関し自己の保有するすべての情報を利用可能にすること。  
(iii) 紛争当事者の兵力が敵対する紛争当事者の領域から完全に撤退した時に、敵対する紛争当事者及び国際連合事務総長に対し、敵対する紛争当事者の領域内の地雷原、地雷及びブービートラップの位置に関し自己の保有するすべての情報を利用可能にすること。

4 国際連合の軍隊又は使節団が関係地域において任務を遂行している場合に、次条に規定する者に対し、同条に規定する情報を利用可能にすること。  
(b) 可能な限り、相互の合意によつて、特に敵対行為の停止についての合意において、地雷原、地雷及びブービートラップの位置に関する情報の公開について定めること。

第八条 地雷原、地雷及びブービートラップの及ぼす効果からの国際連合の軍隊及び使節団の保護  
1 紛争当事者は、関係地域において国際連合の軍隊又は使節団が平和維持、監視その他これらに類する任務を遂行している場合において、当該国際連合の軍隊又は使節団の長が要請するときは、可能な限り次のことを行う。

2 紛争当事者は、関係地域において国際連合の軍隊又は使節団の長が要請するときは、可能な限り次のことを行う。

3 紛争当事者は、関係地域において国際連合の軍隊又は使節団の長が要請するときは、可能な限り次のことを行う。

4 紛争当事者は、関係地域において国際連合の軍隊又は使節団の長が要請するときは、可能な限り次のことを行う。

5 紛争当事者は、関係地域において国際連合の軍隊又は使節団の長が要請するときは、可能な限り次のことを行う。

6 紛争当事者は、関係地域において国際連合の軍隊又は使節団の長が要請するときは、可能な限り次のことを行う。



(a) 関係地域にあるすべての地雷及びブービー  
トラップを除去し又は無害なものにするこ  
と。

(b) 国際連合の軍隊又は使節団がその任務を遂  
行する間、当該国際連合の軍隊又は使節団を  
地雷原、地雷及びブービートラップの及ぼす  
効果から保護するために必要な措置をとるこ  
と。

(c) 関係地域の国際連合の軍隊又は使節団の長  
に対し、当該地域内の地雷原、地雷及びブー  
ビートラップの位置に自己の保有するすべ  
ての情報を利用可能にすること。

2 国際連合の事実調査使節団が関係地域におい  
て任務を遂行している場合には、紛争当事者  
は、同使節団に対し保護措置をとる。ただし、  
同使節団の規模が大きい場合十分に保護措置を  
とることができない場合を除く。この場合に  
は、紛争当事者は、同使節団の長に対し、当該  
地域内の地雷原、地雷及びブービートラップの  
位置に自己の保有する情報を利用可能にする  
る。

第九条 地雷原、地雷及びブービー  
トラップの除去の際における国際  
協力

現実の敵対行為の停止の後、紛争当事者は、紛  
争中に設置された地雷原、地雷及びブービー  
トラップを除去し又は無害なものにするため必要  
な情報並びに技術的及び物的援助の提供(適当な状  
況の下においては、共同作業を含む)に関し、紛  
争当事者間の合意の達成並びに適当な場合には他  
の国及び国際機関との合意の達成に努める。

地雷、ブービートラップ及び他の類似の装  
置の使用の禁止又は制限に関する議定書  
(議定書II)の技術的事項に関する附属書  
記録に関する指針

議定書IIに基づいて地雷原、地雷及びブービー  
トラップの位置を記録する義務が生ずる場合に  
は、次の指針を考慮するものとする。  
1 あらかじめ計画された地雷原及び大規模な、  
かつ、あらかじめ計画されたブービートラップ

昭和五十七年六月三日 衆議院会議録第二十四号

の設置に関しては、次のことを行う。  
(a) 地雷原又はブービートラップの設置された  
地域の範囲を示す地図、図表又は他の記録を  
作成すること。

(b) 一の照合点を原点とする座標により、並び  
に当該一の照合点との関係から地雷及びブー  
ビートラップの存在する地域の範囲を推定す  
ることにより地雷原又はブービートラップの  
設置された地域の位置を特定すること。

2 他の地雷原、地雷及びブービートラップの設  
置に関しては、可能な限り、地雷原、地雷及び  
ブービートラップの存在する地域が識別される  
よう1の規定の例により関連情報を記録する。

焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議  
定書(議定書III)

第一条 定義

この議定書の適用上、  
1 「焼夷兵器」とは、目標に投射された物質の化  
学反応によつて生ずる火炎、熱又はこれらの複  
合作用により、物に火災を生じさせ又は人に火  
傷を負わせることを第一義的な目的として設計  
された武器又は弾薬類をいう。

(a) 焼夷兵器は、例えば、火炎発射機、火炎  
瓶、砲弾、ロケット弾、擲弾、地雷、爆弾及  
び焼夷物質を入れることのできるその他の容  
器の形態をとることができる。

(b) 焼夷兵器には、次のものを含まない。  
(i) 焼夷効果が付随的である弾薬類。例え  
ば、照明弾、曳光弾、発煙弾又は信号弾  
(ii) 貫通、爆風又は破片による効果と付加的  
な焼夷効果が複合するように設計された  
弾薬類。例えば、徹甲弾、破片弾、炸薬爆  
弾その他これらと同様の複合的効果を有す  
る弾薬類であつて、焼夷効果により人に火  
傷を負わせることを特に目的としておら  
ず、装甲車両、航空機、構築物その他の施  
設のような軍事目標に対して使用されるも  
の

2 「人口周密」とは、恒久的であるか一時的であ  
るかを問わず、都市の居住地区及び町村のは  
か、難民若しくは避難民の野営地若しくは行列  
又は遊牧民の集団にみられるような文民の集中  
したすべての状態をいう。

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすこ  
とが認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に  
関する条約の締結について承認を求めらるる件及び同報告書

3 「軍事目標」とは、物については、その性質、  
位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に貢献  
する物で、その全面的又は部分的な破壊、奪取  
又は無効化がその時点における状況の下におい  
て明確な軍事的利益をもたらすものをいう。

4 「民用物」とは、3に定義する軍事目標以外の  
すべての物をいう。  
5 「実行可能な予防措置」とは、人道及び軍事  
上の考慮を含めその時点におけるすべての事情  
を勘案して実施し得る又は実際に可能と認めら  
れる予防措置をいう。

第二条 文民及び民用物の保護

1 いかなる状況の下においても、文民たる住民  
全体、個々の文民又は民用物を焼夷兵器による  
攻撃の対象とすることは、禁止する。

2 いかなる状況の下においても、人口周密の地  
域内に位置する軍事目標を空中から投射する焼  
夷兵器による攻撃の対象とすることは、禁止す  
る。

3 人口周密の地域内に位置する軍事目標を空中  
から投射する方法以外の方法により焼夷兵器に  
よる攻撃の対象とすることも、禁止する。ただ  
し、軍事目標が人口周密の地域から明確に分離  
され、焼夷効果を軍事目標に限定し並びに巻添  
えによる文民の死亡、文民の傷害及び民用物の  
損傷を防止し、また、少なくともこれらを最小  
限にとどめるため実行可能なすべての予防措置  
をとる場合を除く。

4 森林その他の植物群落を焼夷兵器による攻撃  
の対象とする場合は、禁止する。ただし、植物  
群落を、戦闘員若しくは他の軍事目標を覆い、  
隠蔽し若しくは偽装するために利用している場  
合又は植物群落自体が軍事目標となつてい  
る場合を除く。

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼ  
すことが認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に  
関する条約の締結について承認を求めらるる件及び同報告書

すことがあると認められる通常兵器の使用  
の禁止又は制限に関する条約の締結につい  
て承認を求めらるる件に関する報告書

本件の要旨及び目的

過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器の使  
用及び無差別に効果を及ぼす戦術的方法を禁止  
し又は制限すべきであるという考え方は、戦争  
の規模が拡大するにしたがい十九世紀後半以  
降、国際的に共通の認識となり、一部の戦時法  
規において、成文化されている。  
その後、非人道的と認められるある種の通常  
兵器の使用の禁止又は制限問題について、赤十  
字国際委員会等が討議が行われていたが、第三  
十二回国連総会において、国際連合会議で討議  
する旨の決議が採択された。

この決議に基づき、昭和五十四年及び昭和五  
十五年の二回にわたり、この問題に関する国際  
連合会議がジュネーブで開催され、条約作成に  
ついて検討された結果、昭和五十五年十月十日  
本条約(議定書I)、議定書II及び議定書IIIを含  
む。が採択された。

本条約は、昭和五十六年四月十日国際連合本  
部において署名のため開放され、我が国は昭和  
五十六年九月二十二日本条約に署名を行った。  
本条約の主な内容は次のとおりである。

(一) 条約

1 この条約及びこの条約の附属議定書は、  
戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年  
八月十二日のジュネーブ諸条約のそれぞれ  
の第二条に共通して規定する事態(ジュ  
ネーブ諸条約の追加議定書I第一条4に規  
定する事態を含む)について適用する。

2 各国は、この条約のいずれの附属議定書  
に拘束されるものとして、批准書等の寄託に  
際し、二以上の附属議定書に拘束されるこ  
とに同意する旨を寄託者に通告しなければ  
ならない。

(二) 附属議定書

1 検出不可能な破片を利用する兵器に関す  
る議定書(議定書I)

人体内に入った場合にエックス線を検出することができないような兵器の使用は禁止する。

2 地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(議定書I)

(1) 地雷等の文民に対する使用及び無差別な使用を禁止する。

(2) 地上兵力による戦闘が発生していない都市、町村その他の文民の集中している地域等において、特定の条件を満たす場合を除くほか、地雷等の使用を禁止する。

(3) 遠隔散布地雷は、軍事目標又は軍事目標を含む地域でのみ使用を許される。ただし、その位置を正確に記録する場合等の条件を満たされなければならない。

(4) 国際的に認められた保護標章、病者、死者、医療機器、食料、飲料等に取り付け又は利用する特定の種類のブービートラップの使用は、いかなる状況の下においても禁止する。

(5) 紛争当事者は、設置した地雷等の位置を記録するように努め、敵対行為の停止の後直ちに、敵対する紛争当事者の領域内の地雷等の位置の情報を利用可能にする。

(6) 紛争当事者は、国際連合の軍隊及び使節団が平和維持等の任務を遂行している場合、関係地域にあるすべての地雷等を除去する等可能な限り必要な保護措置をとる。

3 焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書(議定書II)

(1) いかなる状況の下においても、文民又は民衆物を焼夷兵器による攻撃の対象とすること及び人口密集内の軍事目標を空中から投射する焼夷兵器による攻撃の対象とすることを禁止する。

る攻撃の対象とすることは、原則として禁止する。

なお、この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後六箇月で効力を生ずる。

また、この条約の各附属議定書は、二十の国が当該附属議定書に拘束されることに同意する旨を通告した日の後六箇月で効力を生じ、その同意した附属議定書は当該締約国について、条約の不可分の一部を成す。

よつて、政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといのである。

二 本件の議決理由  
我が国が本条約を締結することは、通常兵器についての軍備管理及び軍備縮小を促進するための国際協力に寄与する見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和五十七年六月二日  
外務委員長 中山 正暉  
衆議院議長 福田 一殿

右  
環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約の締結について承認を求めるとの件  
昭和五十七年三月十二日  
内閣総理大臣 鈴木 善幸

環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約の締結について承認を求めるとの件  
環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

理由  
この条約は、地球又は宇宙空間の構造、組成等に変更を加えるような環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用を禁止することを目的とするものであり、我が国がこの条約を締結することは、我が国の安全保障に資することとなるとともに、軍備管理及び軍備縮小を促進するための国際協力に寄与する見地から有意義であると認められる。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約  
この条約の締約国は、平和を強化することの利益に導かれ、軍備競争を停止すること、嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小を達成すること及び新たな戦争手段の使用のもたらす危険から人類を守ることに貢献することを希望し、軍備縮小の分野において更にとるべき措置に関し効果的な進展を図るため交渉を継続することを決意し、科学及び技術の進歩が新たな環境改変の可能性をもたらすことを認識し、千九百七十二年六月十六日にストックホルムで採択された国際連合人間環境会議の宣言を想起し、

環境改変技術の平和的目的の使用が、人間と自然との関係を改善し得ること並びに現在及び将来の世代のための環境の保全及び改善に貢献し得ることを認め、他方、環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用が人類の福祉に極めて有害な影響を与えるおそれのあることを認識し、環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用が人類にもたらす危険を無くすため環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用を効果的に禁止することを希望し、この目的の達成のために努力するとの締約国の意思を確認し、国際連合憲章の目的及び原則に従つて諸国間の信頼の強化及び国際関係の一層の改善に貢献することを希望して、次のとおり協定した。

第一條  
締約国は、破壊、損害又は傷害を引き起こす手段として広範な、長期的な又は深刻な効果をもたらすような環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用を他の締約国に対して行わないことを約束する。

第二條  
前条にいう「環境改変技術」とは、自然の作用を意図的に操作することにより地球(生物相、岩石圏、水圏及び気圏を含む。)又は宇宙空間の構造、組成又は運動に変更を加える技術をいう。

第一條  
締約国は、破壊、損害又は傷害を引き起こす手段として広範な、長期的な又は深刻な効果をもたらすような環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用を他の締約国に対して行わないことを約束する。

第二條  
前条にいう「環境改変技術」とは、自然の作用を意図的に操作することにより地球(生物相、岩石圏、水圏及び気圏を含む。)又は宇宙空間の構造、組成又は運動に変更を加える技術をいう。

第三條  
この条約は、環境改変技術の平和的目的のための使用を妨げるものではなく、また、環境改変技術の平和的目的のための使用に関し一般的に認められた国際法の諸原則及び適用のある国際法の諸規則を害するものではない。

第四條  
締約国は、環境改変技術の平和的目的のための使用に関する科学的及び技術的情報を可能な最大限まで交換することを容易にすることを約束し、また、その交換に参加する権利を有する。締約国は、可能なときは、単独で又は他の国若しくは国際機関と共同して、世界の開発途上地域の必要に妥当な考慮を払つて、環境の保全、改善及び平和の利用に関する経済的及び科学的国際協力に貢献する。

第五條  
締約国は、自国の憲法上の手続に従い、その管轄又は管理の下にあるいかなる場合においても、この条約に違反する行為を禁止し及び防止するために必要と認める措置をとることを約束する。



解決に当たつて相互に協議し及び協力することを約束する。この条の規定に基づく協議及び協力は、国際連合の枠内及び国際連合憲章に従つて、適当な国際的手続により行ふことができる。この国際的手続には、適当な国際機関及び2に規定する専門家協議委員会による作業を含めることができる。

2 1の規定の適用上、寄託者は、締約国から要請を受けた後一箇月以内に専門家協議委員会を招集する。いずれの締約国も、同委員会の委員として一人の専門家を任命することができる。同委員会の任務及び手続規則については、この条約の不可分の一部を成す附属書に定める。同委員会は、その作業中に得たすべての見解及び情報を織り込んだ事実認定の概要を寄託者に送付する。寄託者は、この概要をすべての締約国に配布する。

3 締約国は、他の締約国がこの条約に基づく義務に違反していると信ずるに足りる理由があるときは、国際連合安全保障理事会に苦情を申し立てることができる。苦情の申立てには、すべての関連情報及びその申立ての妥当性を裏付けるすべての証拠を含めるものとする。

4 締約国は、安全保障理事会がその受理した苦情の申立てに基づき国際連合憲章に従つて行ふ調査に對し協力することを約束する。同理事会は、この調査の結果を締約国に通知する。

5 締約国は、この条約の違反によりいずれかの締約国が被害を受けたと又は被害を受けるおそれがあると安全保障理事会が決定する場合には、援助又は支援を要請する当該いずれかの締約国に對し国際連合憲章に従つて援助又は支援を行うことを約束する。

第六条

1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案は、寄託者に提出するものとし、寄託者は、これをすべての締約国に速やかに送付する。

2 改正は、締約国の過半数が改正の承諾書を寄託者に寄託した時に、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。その後は、改正は、改正

の承諾書を寄託する他のいずれの締約国についても、その寄託の日に効力を生ずる。

第七条

この条約の有効期間は、無期限とする。

第八条

1 寄託者は、この条約の効力発生の五年後に、スイスのジュネーヴに締約国の会議を招集する。この会議は、この条約の目的の実現及び規定の遵守を確保するため、この条約の運用を検討するものとし、特に、環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の危険を無くす上で第一条1の規定が実効的であるかないかを審議する。

2 その後は、締約国の過半数の寄託者に対する提案に基づき、五年以上の間隔を置いて1に規定する会議と同様の目的を有する会議を招集する。

3 前回の締約国の会議の終了の日から十年以内2の規定による会議の招集がされなかつた場合には、寄託者は、会議の招集に關してすべての締約国の意見を求める。少なくとも締約国の三分の一又は十の締約国が賛成する場合には、寄託者は、会議を招集するため速やかに措置をとる。

第九条

1 この条約は、署名のためにすべての国に開放される。3の規定に基づくこの条約の効力発生前にこの条約に署名しなかつた国は、いつでもこの条約に加入することができる。

2 この条約は、署名国によつて批准されなければならない。批准書及び加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

3 この条約は、2の規定により二十の国の政府が批准書を寄託した時に効力を生ずる。

4 この条約は、その効力発生の後に批准書又は加入書を寄託する国については、その批准書又は加入書の寄託の日に効力を生ずる。

5 寄託者は、すべての署名国及び加入国に對し、署名の日、批准書又は加入書の寄託の日、この条約及びその改正の効力発生の日並びに他

の通知の受領を速やかに通報する。

第十条

この条約は、英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするものとし、国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、この条約の認証謄本を署名国及び加入国の政府に送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、千九百七十七年五月十八日にジュネーヴで署名のために開放されたこの条約に署名した。

附属書 専門家協議委員会

1 専門家協議委員会は、その招集を要請する締約国が第五条1の規定に基づき提起する問題に關し、適当な事実認定を行い及び専門的な見解を提供する。

2 専門家協議委員会の作業は、1に定める任務を遂行することのできるような方法で実施する。同委員会は、作業の実施に係る手続問題に關して、可能なときは意見の一致により、又は出席しかつ投票する専門家の過半数により決定する。実質問題については、投票は行われない。

3 寄託者又はその代理人は、専門家協議委員会の議長を務める。

4 各専門家は、専門家協議委員会の会合において一人以上の顧問の補佐を受けることができる。

5 各専門家は、専門家協議委員会の作業の遂行のために有益であると認める情報及び援助を同委員会の議長を通じて国及び国際機関に要請する権利を有する。

環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に關する条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

一 本件の要旨及び目的  
昭和四十九年七月、米ソ両国首脳が共同声明において、環境改変技術の軍事的使用のもたら

す危険を克服するための効果的措置の必要性を訴え、次いで同年十二月の第二十九回国連総会は軍事的使用のために環境及び気候に影響を与える行為を禁止するための条約作成作業を軍縮委員会に對して要請する決議を採択した。同決議を受けて軍縮委員会は、昭和五十年より条約作成のための審議を開始したが、同年八月、米ソより両国の合意した条約案が同委員会に提出された。その後、同条約案は、軍縮委員会及び国連総会において審議された結果、昭和五十一年十二月十日、第三十一回国連総会は本条約を推薦する決議を採択し、昭和五十二年五月十八日にジュネーヴで署名のために開放された。

本条約は、昭和五十三年十月五日に効力を生じており、現在締約国は三十四箇国である。

本条約の主な内容は次のとおりである。

(一) 環境改変技術とは、自然の作用を意圖的に操作することにより地球又は宇宙空間の構造等に變更を加える技術をいう。

(二) 締約国は、環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用を他の締約国に對して行わぬこと及びこのような使用についていかなる国等に對し援助、奨励又は勧誘を行わぬことを約束する。

(三) 環境改変技術の平和的利用はこの条約により妨げられるものではなく、むしろ締約国はその情報交換等を促進することを約束する。

(四) 締約国は、この条約の違反行為を禁止し及び防止するために、憲法上の手続に従い必要と認める措置をとることを約束する。

(五) 締約国は、条約上生ずる問題の解決に當つて国際連合の枠内及び国際連合憲章に従つて相互に協議し、協力することを約束する。

なお、本条約は、我が国の加入書が国際連合事務総長に寄託された日に我が国に對して効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

昭和五十七年六月三日 衆議院會議録第二十四号

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国の安全保障の強化に資するとともに、軍備管理の分野における国際協力に貢献し、軍備縮小を促進する見地から適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和五十七年六月二日

外務委員長 中山 正暉  
衆議院議長 福田 一殿

細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるとの件

昭和五十七年四月二十七日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるとの件

細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

理由

この条約は、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産、貯蔵等の禁止並びにこれらの兵器の廃棄を目的とするものであり、我が国がこの条約を締結することは、軍備管理及び軍備縮小を促進するための国際協力に寄与する見地から有意義であると認められる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約

細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

あらゆる種類の大量破壊兵器の禁止及び廃棄を含む全面的かつ完全な軍備縮小への効果的な進展を図ることを決意し、効果的な措置による化学兵器及び細菌兵器(生物兵器)の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄が嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小の達成を容易にすることを確信し、

千九百二十五年六月十七日にジュネーブで署名された窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書の有する重要な意義を認識し、同議定書が戦争の恐怖の軽減に貢献しており、また、引き続きその軽減に貢献することを認識し、同議定書の目的及び原則を堅持することを再確認し、すべての国に対しその目的及び原則を厳守することを要請し、

国際連合総会が同議定書の目的及び原則に反するすべての行為を繰り返し非難してきたことを想起し、

諸国民間の信頼の強化及び国際関係の全般的な改善に貢献することを希望し、

国際連合憲章の目的及び原則の実現に貢献することを希望し、

化学剤又は細菌剤(生物剤)を利用した兵器のより危険な大量破壊兵器を効果的な措置により諸国の軍備から除去することが重要かつ緊急であることを確信し、

細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の禁止に関する取極が化学兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止のための効果的な措置について合意を達成するための第一歩となるものであることを認識し、この合意の達成のために交渉を継続することを決意し、

全人類のため、兵器としての細菌剤(生物剤)及び毒素の使用の可能性を完全に無くすることを決意し、

このような使用が人類の良心に反するものであること及びこのような使用のおそれを最小にするためにあらゆる努力を払わなければならないことを確信して、

次のとおり協定した。

第一条

締約国は、いかなる場合にも、次の物を開発せず、生産せず、貯蔵せず若しくはその他の方法によつて取得せず又は保有しないことを約束する。

(1) 防疫の目的、身体防護の目的その他の平和的目的による正当化ができない種類及び量の微生物剤その他の生物剤又はこのような種類及び量の毒素(原料又は製法のいかなる問わない。)

(2) 微生物剤その他の生物剤又は毒素を敵対的目的のために又は武力紛争において使用するために設計された兵器、装置又は運搬手段

締約国は、この条約の効力発生の後できる限り速やかに、遅くとも九箇月以内に、自国の保有し又は自国の管轄若しくは管理の下にある前条に規定するすべての微生物剤その他の生物剤、毒素、兵器、装置及び運搬手段を廃棄し又は平和的目的のために転用することを約束する。この条の規定の実施に当たっては、住民及び環境の保護に必要なすべての安全上の予防措置をとるものとする。

締約国は、第一条に規定する微生物剤その他の生物剤、毒素、兵器、装置又は運搬手段をいかなる者に対しても直接又は間接に移譲しないこと及びこれらの物の製造又はその他の方法による取得につき、いかなる国、国の集団又は国際機関に対しても、何ら援助、奨励又は勧誘を行わないことを約束する。

第二条

締約国は、自国の憲法上の手続に従い、その領域内及びその管轄又は管理の下にあるいかなる場所においても、第一条に規定する微生物剤その他の生物剤、毒素、兵器、装置及び運搬手段の開発、生産、貯蔵、取得又は保有を禁止し及び防止するために必要な措置をとる。

締約国は、この条約の目的に関連して生ずる問題又はこの条約の適用に際して生ずる問題の解決に当たつて相互に協議し及び協力することを約束する。この条の規定に基づく協議及び協力は、国際連合の枠内及び国際連合憲章に従つて、適当な国際的手続により行うことができる。

締約国は、他の締約国がこの条約に基づく義務に違反していると認めるときは、国際連合安全保障理事会に苦情を申し立てることができ、苦情の申立てには、同理事会に対する審議の要請のほか、その申立ての妥当性を裏付けるすべての証拠を含めるものとする。

締約国は、安全保障理事会がその受理した苦情の申立てに基づき国際連合憲章に従つて行う調査に対し協力することを約束する。同理事会は、この調査の結果を締約国に通知する。

締約国は、この条約の違反によりいづれかの締約国が危険にさらされると安全保障理事会が決定する場合には、援助又は支援を要請する当該いづれかの締約国に対し国際連合憲章に従つて援助又は支援を行うことを約束する。

第三条

この条約のいかなる規定も、千九百二十五年六月十七日にジュネーブで署名された窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書に基づく各国の義務を限定し又は軽減するものと解してはならない。

締約国は、化学兵器についてその効果的な禁止が目標とされていることを確認し、化学兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄のための効果的な措置について並びに兵器用化学剤の生産又は使用のため特に設計された装置及び運搬手段に係る適当な措置について早期に合意に達するため、誠実に交渉を継続することを約束する。

締約国は、細菌剤(生物剤)及び毒素の平和的目的のための使用に資する装置、資材並びに科学的及び技術的情報を可能な最大限まで交換することを容易にすることを約束し、また、その交換に参加する権利を有する。締約国は、可能なときは、単独又は他の国若しくは国際機関と共同して、疾病の予防その他の平和的目的に資するため、細菌学(生物学)に係る科学的知見の拡大及び応用に貢献することに協力する。

締約国は、細菌剤(生物剤)及び毒素の平和的目的のための使用に資する装置、資材並びに科学的及び技術的情報を可能な最大限まで交換することを容易にすることを約束し、また、その交換に参加する権利を有する。締約国は、可能なときは、単独又は他の国若しくは国際機関と共同して、疾病の予防その他の平和的目的に資するため、細菌学(生物学)に係る科学的知見の拡大及び応用に貢献することに協力する。

締約国は、細菌剤(生物剤)及び毒素の平和的目的のための使用に資する装置、資材並びに科学的及び技術的情報を可能な最大限まで交換することを容易にすることを約束し、また、その交換に参加する権利を有する。締約国は、可能なときは、単独又は他の国若しくは国際機関と共同して、疾病の予防その他の平和的目的に資するため、細菌学(生物学)に係る科学的知見の拡大及び応用に貢献することに協力する。

(2) この条約は、締約国の経済的若しくは技術的發展又は細菌学(生物学)の平和的利用に関する国際協力を妨げないような態様で実施する。このため細菌学(生物学)及び毒薬並びにこれらの加工、使用又は生産のための装置を交換することを含む。

第十一条

いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正は、締約国の過半数が改正を承諾した時に、受諾した締約国について効力を生ずるものとし、その後改正を受諾する他の締約国については、その受諾の日効力を生ずる。

第十二条

前文の目的の実現及びこの条約の規定(化学兵器についての交渉に関する規定を含む)の遵守を確保するようにこの条約の運用を検討するため、この条約の効力発生の五年後に又は寄託政府に対する提案により締約国の過半数が要請する場合にはそれ以前に、スイスのジュネーブで締約国の会議を開催する。検討に際しては、この条約に関連するすべての科学及び技術の進歩を考慮するものとする。

第十三条

(1) この条約の有効期間は、無期限とする。  
(2) 締約国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしているとき認められる場合には、主権を行使としてこの条約から脱退する権利を有する。この権利を行使する締約国は、他のすべての締約国及び国際連合安全保障理事会に対し三箇月前にその旨を通知する。通知には、自国の至高の利益を危うくしていることを認める異常な事態についても記載しなければならない。

第十四条

(1) この条約は、署名のためすべての国に開放される。(3)の規定に基づくこの条約の効力発生前にこの条約に署名しなかつた国は、いつでもこの条約に加入することができる。  
(2) この条約は、署名国によつて批准されなければならない。批准書及び加入書は、この条約に

より寄託政府として指定されるグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、ソウェイト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の政府に寄託する。

(3) この条約は、寄託政府として指定される政府を含む二十二の政府が批准書を寄託した時に効力を生ずる。

(4) この条約は、その効力発生の後に批准書又は加入書を寄託する国については、その批准書又は加入書の寄託の日効力を生ずる。

(5) 寄託政府は、すべての署名国及び加入国に対し、署名の日、批准書又は加入書の寄託の日、この条約の効力発生の日及び他の通知の受領を速やかに通報する。

(6) この条約は、寄託政府が国際連合憲章第二百二条の規定により登録する。

第十五条

この条約は、英語、ロシア語、フランス語、スペイン語及び中国語をひとしく正文とするものとし、寄託政府に寄託する。この条約の認証原本は、寄託政府が署名国及び加入国の政府に送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十二年四月十日にロンドン市、モスクワ市及びワシントン市で本書三通を作成した。

細菌兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めめるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的  
従来、国連及び軍縮委員会の審議においては、化学兵器及び生物兵器の一括禁止を実現すべきであるとの主張が多かつた。

しかし、複雑な検証問題をかかえる化学兵器を切り離し、まず、生物兵器及び毒薬兵器のみを禁止する条約を作成することについて大多数の諸国の意見が一致し、昭和四十六年八月五日

に、米ソ両国による共同条約案が軍縮委員会に提出された。

その後、同条約案は、若干の修正を加えた後、第二十六回国連総会に提出され、条約の作成について検討が続けられた結果、同年十二月十六日この条約案を推薦する決議を採択した。本条約は、昭和四十七年四月十日ロンドン、モスクワ及びワシントンで署名のため開放され、我が国は同日右の三都市において本条約に署名を行った。

本条約は、昭和五十年三月二十六日に効力を生じ、現在締約国は九十五箇国である。

本条約の主な内容は次のとおりである。  
(一) 締約国は、いかなる場合にも、平和的目的による正当化ができない種類及び量の微生物剤その他の生物剤又は毒薬並びにこれらを使用するために設計された兵器、装置又は運搬手段を開発せず、生産せず、貯蔵せず、取得せず又は保有しないことを約束する。

(二) 締約国は、(一)に掲げる物を、条約の効力発生效後遅くとも九箇月以内に廃棄し又は平和的目的のために転用することを約束する。

(三) 締約国は、(一)に掲げる物を、いかなる者に対しても直接又は間接に移譲しないこと及びこれらの物の製造又は取得につき、いかなる国等に対しても援助、奨励又は勧誘を行わなことを約束する。

(四) 締約国は、条約の実効性を確保するため(一)に掲げる物の開発、生産、貯蔵等を、自国の憲法上の手続きに従い禁止し防止するために必要な措置をとる。

(五) 締約国は、条約上生ずる問題の解決に当たつて国際連合の枠内及び国際連合憲章に従つて、相互に協議し、協力することを約束する。

なお、本条約は、我が国の批准書がグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、ソウェイト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の政府に寄託された日に、我が国について効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本

国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由  
本条約を締結することは、軍備管理及び軍備縮小のための国際協力を貢献し、軍備縮小を促進すべきであるとの我が国の主張を更に推進する見地から有意義であると考えられるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。  
昭和五十七年六月二日  
外務委員長 中山 正暉  
衆議院議長 福田 一殿

内閣総理大臣 鈴木 善幸  
昭和五十七年四月二十七日

細菌兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律

右  
国会に提出する。

第一条 この法律は、細菌兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約(以下「条約」といふ)を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律において「生物剤」とは、微生物であつて、人、動物若しくは植物の生体内で増殖する場合にこれを発病させ、死亡させ、若しくは枯死させるもの又は毒薬を生産するものをいう。

2 この法律において「毒薬」とは、生物によつて産生される物質であつて、人、動物又は植物の生体内に入つた場合にこれを発病させ、死亡させ、又は枯死させるものをいい、人工的に合成された物質で、その構造式がいずれかの毒薬の

細菌兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律

細菌兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律

細菌兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律

細菌兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律

細菌兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律

細菌兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律

昭和五十七年六月三日 衆議院會議録第二十四号

細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する法律案及び同報告書 七六八

構造式と同一であるものを含むものとする。

3 この法律において「生物兵器」とは、武力の行使の手段として使用される物で、生物剤又は生物剤を保有しかつ媒介する生物を充てんしたものをいう。

4 この法律において「毒素兵器」とは、武力の行使の手段として使用される物で、毒素を充てんしたものをいう。

(生物剤又は毒素の開発等の基本原則等)

第三条 生物剤又は毒素の開発、生産、貯蔵、取得又は保有(第五条において「開発等」という。)が認められるのは、防疫の目的、身体防護の目的その他の平和的目的をもつてする場合に限るものとする。

2 外務大臣及び主務大臣は、条約及びこの法律の要旨の周知を図るため、適当な措置をとるものとする。

(禁止行為)

第四条 何人も、生物兵器又は毒素兵器を製造してはならない。

2 何人も、生物兵器又は毒素兵器を所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

(報告徴収)

第五条 主務大臣は、防疫の目的、身体防護の目的その他の平和的目的以外の目的をもつてする生物剤又は毒素の開発等を防止するため必要な限度において、業として生物剤又は毒素を取り扱う者に対し、その業務に関して必要な報告を求めることができる。

2 前項の場合において必要な事項は、政令で定める。

(外務大臣の協力要請)

第六条 外務大臣は、条約を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(主務大臣)

第七条 この法律における主務大臣は、政令で定める。

(国等に対する適用除外)

第八条 第五条の規定は、国及び地方公共団体に

適用しない。

(罰則)

第九条 第四条第一項の規定に違反した者は、一年以上の有期懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 第四条第二項の規定に違反した者は、十年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

3 第一項の未遂罪は、罰する。

第十条 第五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

理由

細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する法律案の施行に伴い、生物剤又は毒素の開発等の基本原則、生物兵器又は毒素兵器の製造等の禁止等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する法律案の施行に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する法律案の施行に伴い、生物剤又は毒素の開発等の基本原則、生物兵器又は毒素兵器の製造等の禁止等について定めることを目的とするもので、その内容は次のとおりである。

1 この法律は、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄

に関する条約(以下「条約」という。)を実施するため必要な事項を定めるものである。

2 この法律において「生物剤」とは、微生物であつて、人、動物の生体内で増殖する場合にこれらを発病させ、死亡させ、枯死させるもの又は毒素を生産するものをいい、また、「毒素」とは、生物によつて産生される物質であつて、人、動物の生体内に入つた場合にこれらを発病させ、死亡させ、又は枯死させるものをいう。

3 この法律において「生物兵器」とは、武力の行使の手段として使用される物で、生物剤又は生物剤を保有しかつ媒介する生物を充てんしたものをいい、また、「毒素兵器」とは、武力の行使の手段として使用される物で、毒素を充てんしたものをいう。

4 生物剤又は毒素の開発、生産、貯蔵、取得又は保有(以下「開発等」という。)が認められるのは、平和的目的をもつてする場合に限るものとする。

5 条約及びこの法律の要旨の周知を図るため、適当な措置をとる。

6 何人も、生物兵器又は毒素兵器を製造し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。これに違反した者は罰せられる。

7 主務大臣は、平和的目的以外の目的をもつてする生物剤又は毒素の開発等を防止するため必要な限度において、業として生物剤又は毒素を取り扱う者に対し、その業務に関して必要な報告を求めることができる。これに違反した者は罰せられる。

8 外務大臣は、条約を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供等必要な協力を求めることができることとする。

9 この法律は、条約が我が国について効力を生ずる日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する法律案の施行に伴い、生物剤又は毒素の開発等の

基本原則、生物兵器又は毒素兵器の製造等の禁止等について定めるものであつて、適切な措置であると認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。  
昭和五十七年六月二日  
外務委員長 中山 正暉  
衆議院議長 福田 一殿

発行所  
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局 105  
電話 東京 五三三二(六代)  
定価 一部 一〇〇円

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可